

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙規発第32号  
平成30年12月14日  
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令等の制定及び施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成30年内閣府令・国土交通省令第5号。以下「改正命令」という。別添参照。)及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示(平成30年国家公安委員会告示第59号。以下「改正告示」という。別添参照。)が、本日公布・施行された。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

### 第1 改正命令関係

#### 1 規制標識「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め(310の3)」の追加

##### (1) 改正の趣旨

本年2月の北陸地方を中心とした大雪では、福井県で昭和56年以来の記録的な降雪量となり、タイヤチェーン未装着の車両の立ち往生による大規模な車両滞留が発生した。近年のこうした大雪による交通障害の発生を受け、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的として、規制標識を追加するものである。

##### (2) 改正の内容

タイヤチェーン未装着の車両の通行を禁止することを表示する規制標識として「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め(310の3)」を追加することとした(改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「命令」という。))別表第一及び別表第二)。

##### (3) 留意事項

ア 道路管理者が規制標識「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め(310の3)」による交通の規制(以下「チェーン規制」という。)を実施する道路の区間について、道路法(昭和27年法律第180号)第95条の2の規定等による意見聴取等を含め、事前に調整を受けた場合には、降雪の範囲が広域にわたるおそれを考慮し、隣接都道府県警察と調整しながら、当該区間に係る広域的なう回路について検討した上で、交通管理上必要な意見を述べること。

イ 実際の気象、道路・交通の状況等を踏まえ、規制標識「車両通行止め(302)」による交通の規制(以下「通行止め」という。)を実施する方が

交通障害の未然防止に資する場合があることも考慮し、適切な交通の規制を選択するとともに、優先的に除雪を行うべき路線の除雪を道路管理者に強く要請するなど、適切に対応すること。

ウ 通行止めやチェーン規制を行う場合には、道路管理者と連携して、テレビ、ラジオ等において、夜間帯や広域的に行うときも含め、通行止め等を行う場所やタイヤチェーン装着の必要性について早期の事前広報を確実に実施し、その周知を徹底すること。

## 2 可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定等の改正

### (1) 改正の趣旨

近年、交通情報板、道路情報提供装置等の画像表示用装置は、表示できる画像の色彩や精度が向上し、文字や記号を多彩な表現で分かりやすく表示することが可能であり、また、画像表示用装置に表示される道路標識は、その時々において当該装置に表示される道路標識の種類を変更することができるという点で、可変式の道路標識に該当し得るものと解されることから、文字や記号を表示しない部分が黒色の画像表示用装置に表示される道路標識を、可変式の道路標識として取り扱うこととするものである。

### (2) 改正の内容

ア 区域規制標識に設けることができる背板に文字又は記号を表示してはならないこととした（命令別表第二備考四の(一)の5）。

イ 可変式の道路標識に設けることができる背板に文字又は記号を表示してはならないこととするとともに、画像表示用装置に道路標識を表示する場合における背板の色を追加することとした（命令別表第二備考四の(一)の7）。

## 第2 改正告示関係

第1の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

～別添省略～